

入札説明書

千葉労働局では、「平成30年度千葉県一体的実施事業における委託事業」を、以下の要領で一般競争入札に付します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 平成30年度千葉県一体的実施事業における委託事業
- (2) 仕様 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成31年3月29日まで
- (4) 入札方法
 - ① 入札者は、調達件名の本体価格のほか、一切の諸費用を含め総価で見積もるものとする。
 - ② 入札書に記入する入札価格は、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額とすること。(免税事業者も同様とする。)
 - ③ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。ただし、支出負担行為担当官がその者にとり当該契約の内容に適した履行がされない恐れがあると認めるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした他者のうち最低価格の入札者を落札者とすることができる。
 - * 契約金額については、入札価格に108/100を乗じた額とし、1円未満の端数あるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

2 競争参加に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、B、C又はD等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、参加資格における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

 - ① 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法(昭和22年法律第141号)又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(第3章第4節の規定を除く。))の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入

札書提出時までには是正を完了しているものを除く。)

- ② 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと。(入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。)
 - ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - ④ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - ⑤ 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者でないこと。
- (7) 就職支援、求人情報提供、職業紹介事業又は経営コンサルティングに係る実績を有する者であること。

3 入札説明会の日時及び場所

日 時	平成30年3月29日(木)	14時00分
場 所	千葉市中央区中央4-11-1 千葉県教育会館1階 千葉労働局会議室	

4 入札参加手続に関する事項

本案件は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

(1) 電子入札にて参加を希望する者

平成30年4月6日(金)15時までに下記(3)「入札参加申込みに必要な提出書類」を電子調達システムにより提出すること。

(2) 紙による入札参加を希望する者

平成30年4月6日(金)15時までに、紙入札による参加申込書(別紙2)及び下記(3)「入札参加申込みに必要な提出書類」を千葉労働局総務部総務課会計第二係まで提出すること。

持参又は郵送でも可能とする。郵送の場合は提出期限までに必着すること。

郵送の場合の送付先 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階
千葉労働局総務部総務課会計第2係 石丸

(3) 入札参加申込みに必要な提出書類

競争参加資格を有し、当該事業を適切に実施できる事業者であるか否かを事前に確認することが必要なことから、入札参加を希望する者は、以下の書類を事前に提出すること。

なお、提出書類に基づき競争参加資格を有することが確認できた者及び千葉県から入札に係る同意が得られた者のみを入札に参加させることとする。(千葉県からの同意については、競争参加資格等確認書類の提出があった者について、実施労働局が一括して千葉県に対し同意を求

めることとする。)

● 提出書類 (各 1 部)

①一般競争入札参加申込書 (参加資格における法令違反等がない旨の誓約書) (別紙1)

②平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) の写

③関係会社一覧表 (別紙5)

④障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号) に基づく平成 29 年度の障害者雇用状況報告 (6-1 報告) の写。また、平成 29 年度の障害者雇用状況報告において、法定雇用率を達成していない場合にあつては、障害者雇入れ計画の写 (計画作成命令を受けていない事業者においては、現在の状況を障害者雇用状況報告に準じた文書) を提出すること。

なお、報告対象となっていない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類。

⑤高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和 46 年法律第 68 号) に基づく平成 29 年度の高年齢者雇用状況報告書 (6-1 報告) の写。また、平成 29 年度の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の事業者においては、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写を提出すること。

なお、就業規則の作成義務がない常時 10 人以上の労働者を使用しない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類を提出すること。

⑥暴力団等に該当しない旨の誓約書 (別紙6) 及び添付書類

⑦自己申告書 (別紙7)

⑧入札参加者の概要が分かる資料 (入札参加者名、所在地、設立時期、設立目的、事業概要、組織体制等を記載したもの (就職支援、求人情報提供、職業紹介事業又は経営コンサルティングに係る実績を含む。))

⑨委託事業の内容及び年間スケジュール等を具体的に記載した計画書

⑩平成 28・29 年度社会保険料・労働保険料の未納がないことの証明書類 (下記 (ア) (イ))

(ア) 入札書提出期限の直近 2 年間の社会保険料の未納がないことを証明する書類は、以下のいずれかであること。

①社会保険料の領収証書の写し

②年金事務所長から証明を受けた社会保険料納入確認 (申請) 書等により保険料が納入したことが分かる資料

(イ) 入札書提出期限の直近 2 年間の労働保険料の未納がないことを証明する書類は、以下のいずれかであること。

①管轄労働局労働保険徴収主管課に「労働保険料納入証明願い」を提出したことにより発行される「労働保険料納付証明書」もしくは「労働保険収納未済額証明書」等。

②個別に労働保険に加入している事業場については、「労働保険料申告書」写し及びその「領収済通知書」写しでも可とする。

③事務組合に委託している事業場については、「労働保険料等納入通知書」写し及び「労働保険料等領収書」写しでも可とする。

・「労働保険料申告書」及び「労働保険料等納入通知書」写しは、平成 28・29 年度分であること。

- ・「領収済通知書」写し及び「労働保険料等領収書」写しは、次のとおりであること。

平成 28 年度全期分（平成 27 年度確定不足分を含む）

なお、延納の場合は、第 1、2、3 期分（平成 27 年度確定不足分を含む）

平成 29 年度全期分（平成 28 年度確定不足分を含む）

なお、延納の場合は、第 1、2、3 期分（平成 28 年度確定不足分を含む）

5 入札書の提出場所等

入札書は電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙入札による参加申込書(別紙 2)を提出している者は紙により入札書を提出するものとする。

また、電子システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成 30 年 4 月 23 日（月）9 時～4 月 26 日(木)10 時 55 分

（電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。）

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

平成 30 年 4 月 23 日（月）9 時～4 月 26 日(木)10 時 55 分

② 入札書の提出場所及び問い合わせ先

千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 2 階

千葉労働局総務部総務課会計第 2 係 TEL：043-221-4311

③ 委任状及び入札書は、別紙の様式とする。(別紙 3・別紙 4)

④ 入札書の金額の訂正は認めない。また、社名欄には代表者名を記入し、必ず代表者印を押印すること。

⑤ 代理人が入札をするときは、上記③に加え、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入し、かつ、代理人が押印すること。

⑥ 入札書に必要事項を記入の上封筒（長 3 程度）に封入し、別紙 8 のとおり封筒裏面の 3ヶ所に代表者印を押印し、提出すること。なお、代理人が入札する場合は、封筒裏面の押印は代理人印でもよしとする。

⑦ 電報、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。

⑧ 入札書を郵便により提出する場合、発送用封筒に入札書封入封筒を同封し、上記受領期限内に確実に到着する手段によること。

受領期限以降到着の入札書については、理由の如何を問わず無効とする。

6 入札の無効及び延期等

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求めら

れる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは、取りやめることがある。
- (3) 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

7 代理人による入札

- (1) 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。
- (2) 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、**平成 30 年 4 月 26 日 (木) 10 時 55 分までに別紙 3 の様式による委任状を入札書とは別に提出しなければならない。**
- (3) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。また、電子入札及び紙による入札ともに、復代理人による応札は認めない。

8 開札

(1) 電子調達システムによる入札の場合

① 開札の日時及び場所

平成 30 年 4 月 26 日 (木) 11 時 25 分

- ・電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(2) 紙による入札の場合

① 開札の日時及び場所

平成 30 年 4 月 26 日 (木) 11 時 00 分～

千葉労働局 4 階 職業安定部会議室

- ・提出の紙入札書については、電子調達システムへの事前登録が必要であることから、紙入札書の開札は上記日時に行うものとする。開札後電子調達システムへ登録を行い、再度 11 時 25 分に電子調達システムによる一斉開札を行うものとする。
- ② 紙入札書の開札及び電子調達システムによる一斉開札は紙による入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、紙による入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ③ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
 - ④ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
 - ⑤ 入札者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせ

て行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(3) 同額の取扱

落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行うので、入札書の予備を持参すること。

9 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この入札説明書に疑義が生じる場合は、平成30年4月6日(金)15時までに千葉労働局総務部総務課会計第2係まで問い合わせること。なお、問い合わせについては原則書面(任意様式)にて行うこと。

(3) 一般競争入札参加について(別紙1)を提出した者が入札を希望しない場合、平成30年4月26日(木)10時55分までに連絡すること。

なお、入札辞退を理由として、以後の入札に不利な取扱いは行わない。

(4) 入札した者は、入札後、次の理由に該当する以外、入札公告、この入札説明書についての不明を理由として異議を唱えることはできない。

① 千葉労働局が本件入札公告及びこの入札説明書に違反した行為を行った場合

② 契約期間内に予期することのできない経済事情の激変などによって、契約の履行ができない場合

③ 支出負担行為担当官及び落札した者の双方が契約の解除について同意した場合

(5) 本事業は、平成30年度予算の国会での成立を前提としているため、平成30年4月2日までに政府予算案が成立しない場合は契約内容について別途協議する。

以 上